

Title	ハンス・V・ヘンティツヒ著 諸犯罪の心理學 (III) 詐欺
Sub Title	Hans von Hentig : Zur psychologie der Einzeldelikte (III) Der Betrug
Author	宮澤, 浩一 (Miyazawa, Kōichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1960
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.33, No.5 (1960. 5) ,p.67- 74
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19600515-0067">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19600515-0067</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

を、生々しくわれわれに傳えてくれる。とかく法律制度の説明は、單に法令の條文を通じて概念的な記述にながれやすいが、これほどまでに現實感をともなつた解説は、徳川時代の訴訟制度の研究として、おそらく空前のものではなからうか。

前編の最後に、博士は公事宿制度が発生した原因として、當時の訴訟制度が複雑であつたことを指摘され、さらに一數ある江戸時代の公事宿には、眞實に公事人のための思い、親切に訴訟の世話をした賞讃すべき公事宿も決して少くはなかつたと思う。……當代の公事師、公事宿には、惡辣な手段を弄する憎むべき人間がたくさんいたであろうが、それを以て彼等の全部を律することは、今日少數の惡徳辯護士を以て、辯護士全體を律するのと同様に、甚だ間違つた考へではないかと思う」(七六頁) と結ばれているが、寔に公平な史家の結論というべきであらう。

四 中編は、あらたに大阪で博士が探訪された記録「秘下會」の成立年代、編者の居住した瓜破村の裁判官轉、庄屋名主の司法事務、また同記録の經濟史的意義などを解説されたものである。博士によると、同記録は、天保十四年以後、嘉永四年までの間に、大阪公事宿の主人が、その定得意とする大阪町奉行所管内の名主庄屋の要望に答えて、そこで行われる司法事務に關する書類の雛形を書きあたえたものであるとしておられる。下編は、詳しい博士の註解を

附した同記録の覆刻であるが、珍重すべき徳川時代民事訴訟の實證的研究資料として、將來、多くの史家によつて活用されるものであらう。

私は、本書が單に法律學の専門家のみならず、徳川時代の歴史に多少とも興味を有する人々に、廣く讀まれることを切望して止まない(早稻田大學比較法研究所刊・定價三〇〇圓)

(手塚 豐)

Hans von Hentig:

### Zur Psychologie der Einzeldelikte III

*Der Betrug*, S. 221. (1957)

J. C. B. Mohr (Paul Siebeck) Tübingen

ハンス・V・ヘンティッヒ著

### 諸犯罪の心理學(III) 詐欺

I V・ヘンティッヒが學界の第一線から退いて、南ドイツのテュッ地方に在つて、いささかも衰えることを知らない健筆をふるつておられることについては、よく知られているところである。次々に發表せられた作品につき、筆者はできるだけこれを紹介すること

に努めてきたが、本書は、さきに本誌三〇巻一一號五九頁以下で評した第二巻殺人につづいて發表されたものであつて、「諸犯罪の心理學」と題された一連のモノグラフィの第三冊に當る。紹介がやささか遅れたが、昨一九五九年第四卷恐喝 (Erpressung) が現われるに及んでは、この上の遅延を許されないので、ここに簡単な書評を發表したい。

Ⅱ 詐欺と一口にいつても、この犯罪くらいバラエティーに富んでいるものはない。それだけに理論的に複雑であり、心理學的にはなおのこと錯綜している。詐欺は在りきたりの些細な不正直な行爲から商賣上のトリックまで、その間の移行は不明確であつて、これらの間には限界がない。そして詐欺においては犯人が被害者に働きかけ心理學的に、したがつてそれと分らないように彼らをして自己または他人の財産に損害を興えるように動かすのである。したがつて物理的に行爲するのはむしろ犯人よりも被害者の方であることが多い。しかも一般的な危険性の感情は暴力犯または風俗犯、スリには警鐘を鳴らす、詐欺犯では危険性の感情が缺けている。

「序説」では、詐欺が些細な日常的なもの、無錢飲食等とスケールの大きな犯罪とに區別されるべきことを力説し、その犯罪形態の中には時代相の反映が見られるとして第一次大戦後の鍊金師、第二次大戦後のダイヤの合成詐欺師の例をあげ、時代の精神状態が詐欺

犯に投影していると説くのである。

詐欺は四つの構成要件要素から成る。すなわち偽瞞、財産處分、財産的損害、強められた故意がこれである(三頁)。詐欺の手段たる偽瞞は單に詐欺の構成要件中にとどまらず、多くの構成要件、例えば「謀殺」における「背信的に」、「未成年者搾取」における「輕率または經驗のとほしいことを利用して」、「暴利」における「事情を陰蔽して」等にも現われてくるのである。これらの偽瞞手段というものはそれらが日常的な言い廻しを用い、多かれ少なかれ一定した見込みを持つ場合には、言葉の選擇に従つて刑法上意味をもつ偽瞞にもなるし、場合によつては單なる誇張に終ることもあるのである。偽瞞行爲についても詐欺とは全く違つた犯罪の中に入つているものにも我々はお目にかかるし、加罰性あるものと、いまだなお適法なものとの間の中間段階は無數である(五頁、八頁)。

著者は例によつて、「人を欺むく」という行爲につき、その語源を古今の文献を驅使しスケールの大きい研究を展開し、隨所に、アメリカの事例を引用して詐欺手段のテクニクの紹介が折り込まれている(男女二人組みで、釣銭詐欺を働く例、九頁等)。

言語學的な分析については(二〇頁以下)、詐欺が神話の中で、或は歴史的にいかにも現われたかという法史學的にも興味ある事實から説き起すのである(例えば、四頁でプルターク英雄傳からシーザ

暗殺の際、その友人でありその身體の強さの故に恐れられていたアントニウスを會議場の前で長話しをして、そこに釘づけにしたことを例にひいて、故殺の構成要件として *Heimtücke* とあるのは、*Hamen*-捕鳥網、*hämisch*-悪意のある、*Tücke*-豫期に反した悪戯からきたものであり、これは最も非難に價する程度の偽瞞をいい、多くの殺人にはこうした偽瞞の段階が先行すると説明している。一二頁では、オデッセイが謀略としてトロヤの木馬を用いたという神話が用いられている。その他、ゲルマンの神話をはじめ、例によつてその使用する材料は英米の文献が實に多く、それだけに話には實に具體的に展開されている。

ところで詐欺については、これを詳細に研究した文献が比較的少ない。文學作品としてはトーマス・マンの未完に終つた作品、詐欺師フェリックス・クルルの告白 *Bekenntnisse des Hochstaplers Felix Krull. Der Memoiren erster Teil* (1954) の中に、實に見事な人間心理の洞察が見られ、本書においてもその敘述が各所で引用されている。専門書としては、E. Wulfen: *Die Psychologie des Hochstaplers*, Leipzig, 1928. Beger: *Die rückfalligen Betrüger*, Leipzig, 1929. が比較的まともなもので、特殊研究書としては、*Marianne Padowetz: Der Heiratschwandler*, Wien, 1954. がよい。

### Ⅱ 詐欺は日常、いかなる時にも現われてくるものであり、しかも被害が極く些細なものから、詐欺破産、或は保険詐欺に至る迄、

そのパリエーションは殆んど定義づけを不能ならしめる。しかも、詐欺はあらゆる犯罪の中で最もよく時代相、社會相を反映している。犯罪統計をみれば、戦争がこの犯罪に及ぼす影響は一目で分るのである。犯罪統計上、讀みとれる問題については第二章の一の表面的に分る數値がこれを示す。しかし數字の操作で最も注意すべき點が三頁以下で扱われる「未知の分野」である。詐欺はそれが比較的少額であれば、運が悪いで片附けられてしまうものであるし、それだけに犯人は累犯を犯すことが容易である。戦後に多く現われた結婚詐欺については、上掲のバドヴェツの研究が詳しいが、婚約者の形をとつた場合に實に困難な問題が生じる。報告罪の問題および獨刑訴五二條の證言拒否權が特に困難な問題を提供するのである。微妙な心理的推移である愛を基調とするだけに、また愛する者にとつて結婚詐欺師は好ましい人であつただけに、裏切られた怒りがその裏に常にその愛がもとに歸ることへの秘めたる願いと複合する心理の間隙を生ぜしめ、それが又彼らのつけ込む場所でもあるのである(三六頁以下)。詐欺の實數を不明ならしめるものの中に例えは無賃乗車の場合の如く、追徴金で濟ましてしまうものがある。これはその心理においても、行爲の外形においても「詐欺」であるこ

とにほかならないのではあるが、犯罪統計上これらは考慮をされない。

かくして、些細な額の利得で潜在的な犯罪人群を成し、自己の腕に自信を持ち、職業的犯罪者としての安全性を確認して、彼等は日常生活にその機会を求めて流れ出てゆくのである。

W およそ我々の生活で、大なり小なり詐欺の被害者にならないものは皆無である。まことに詐欺は人間性の弱みを極度に利用することによつて成功の度合を高める犯罪の最たるものである。この點、被害者との關係が重大である。

ここでしばらく我々は、刑事學の一つの焦點として考えられなければならない「被害者學 (Victimologie)」についてふれてみたい。もとよりこの概念は、一般に熟したのではなく、最近になつてフランス語系の刑法學者の一部に唱えられ、筆者の被見た資料はイストラエルのメンデルソーンの *Une nouvelle Branche de la Science Bio-Psychosociale. La Victimologie. Revue internationale de criminologie et de police technique*, Volume X, No. 2, 1956, S. 95 ff. である。筆者は慶應義塾大學醫學部三浦俊榮教授から、この新しい學問がベネルクスの學界で問題になりはじめている由承つたが、残念ながら未だその資料に接しえない。ている(メンデルソーンの論文に影響を與えた最近の文献としては、

H. Ellenberger: *Relations psychologiques entre le criminel et la victime. Revue internationale de criminologie et de police technique*, 1954, S. 103 ff. H. Schultz: *Kriminologische und strafrechtliche Bemerkungen zur Beziehung zwischen Täter und Opfer. in Schweizerische Zeitschrift für Strafrecht*, 1956, S. 171 ff. のあることを指摘しておく)。

「被害者」については、たしかにこれ迄あまりにも二次的にしか扱われていなかつたことは事實であり、多くの刑事學の著書においても被害者に論述をさいているのは全く驚くほど少ないのである。しかも犯罪において、必ず被害者が在る筈であるのに、關心はいつも加害者たる犯罪人へのみ向けられていた。これでは研究が一方的ではあるまいか。もつとも、例えば P. ヘンティップに *The Criminal And His Victim* (1948) という著者があることも忘れてはならないところである。

一方、我が國の文献でこの方面にはあまり考慮が拂われていないのは事實である。例えば實證的研究の裏づけをもち、理論的に高く評價しうる井上正治博士の近業「過失犯の構造」の中でも、事故者の人格構造の實證的探求は心がけられているものの(五頁、二八頁以下、三八頁)、被害者の生物的・心理學的「姿態構造」につき全くネグレクトされてよいものであるかどうかは問題であろう。

もつとも、同博士の別著「判例にあらわれた過失犯の構造」(一六四頁、二〇七頁)では被害者の過失にも言及があることを附言しておく。

しかし、まさにこの交通事故におけるほど、被害者學の必要なものはないのである。それは交通事故で死亡した者の年齢を比較した場合、事情は明瞭である。メンデルソンの掲げる例によれば、一四歳以下と四五歳以上六五歳迄の数の大きさもさることながら、六五歳以上がそれらの約二倍も算えられるという事實にこれを明瞭に讀みとることを得る。被害者を、均一化した「人」という抽象化でとらえ、一方的に加害者のみにつきその姿態構造を研究するのみでは刑事責任を正しく捕えることはできない。犯罪は決して加害者の側のみだけで一方的に成立するのではなく、被害者の態度が、殊に犯罪者の責任を決定する上に影響を興える事實を忘れてはならない。この點で、これ迄の刑法學が、舊派理論にしろ、新派理論にしろ、また刑事學の研究にしろで、専ら加害者の *criminative* を求める *criminologie* であつたことを反省して、被害者の *victimie* を考究する *victimologie* の提唱はまさに時宜を得たものといふべきである。ここでは學としての被害者學の成立の可能性を一應指摘するにとどめて、詳細に至る研究をできるだけ早い機會に發表したいと考えている。

ところで、右の被害者學を裏づけ、肉づけするためには、實は詐欺犯が最も大きな手がかりを興えてくれることを指摘しなければならぬ。というのは、すでに述べた如く、詐欺は人間性の弱さから出、弱さを利用することによつて成功する犯罪である。したがつて、ことを専ら加害者の人格構造究明にいやすのみでは、正しい實態をつかむことはできないのである。詐欺にかかる被害者の人格構造、その生物學的、心理學的な面を、その被害の當時の狀況に於てとらえ、犯行の實態を分析することによつて、その犯行の犯罪性の輕重を考えるべきなのである。被害の額の大小などは、むしろこの種犯罪においては犯罪性の大小を決定するには副次的である。累犯性と並んで、その本當の意味での危険性を讀みとらなければならぬ。というわけは、詐欺といつても、出發點においてはほんの出來心から出て、それがたまたま被害者の側に利得の意思を惹起し、これが他の社會的力と合して當初には思いもかけぬ出來事に發展する可能性もなしとしないのである。このような場合に、因果の流れは、普通、因果關係において扱われている如く原因を興えてそれが通常の經緯をとつて結果發生に至る(例えば傷害を興え、被害者が倒れたのを放置しておいたところ、砂を吸い込んで窒息死をした如し)のと異なり、前例の場合には、なるほど原因は加害者の側で興えたにしても、因果の流れを推進したのはむしろ被害者の側の利得慾で

あり、加害者の側の思わくを超えた結果に到れば、その結果を加害者のみに一方的に歸するのは酷である。

また一方、被害者の人間的弱さにつけ込む犯罪は、たとえそれが被害の程度において軽くすんだものであつても、社會に及ぼす倫理的な悪性、反社會倫理性においては極めて高い非難性に當るといわなければならぬ。

第三章において偽瞞の客觀的要素が扱われているが、これらの分析は、第一次的には加害者の手段として「刑事學」的な批判の對象となり、その客觀的な認定のために資せられると同時に、他方、被害者ならびに廣く社會に對する警鐘にもなるが、また他方、犯罪の相手方たる被害者の側の生物學的・心理學的・社會的な在り方との相關關係も、これを認めなければならぬ。將來の「被害者學」構成のための、豊富な資料であるというのも、實はこの點にあるのである。

V 本章は分れて二節となり、一節は更に分れて a 同情、b 援助の用意と必要性、c 利慾、d 信賴感に分れ、<sup>7</sup> 日常的詐欺の状態<sup>4</sup> という標題を附され、第二節重大な情勢と對置されている。

第一項「同情」 詐欺犯は恰も人形使いのように、自己の與えた暗示の糸で制御し、利用した他人の感情状態、思考の誤謬をその活動領域とする。その主たるものは被害者の精神的な素質であり、こ

れは一見して詐欺にかかりやすい類型として熟達した犯人の好餌を求めると映ずる。しかしこれと並んで大衆の精神が危機に陥つた場合の利用も大きな要素である。經濟的危機の際、戦争による未亡人の激増といった心理的動搖時代に、與える同情、與えられた同情が弱くなつた心に隙を與える(四四頁、五七頁以下)。

同情はしばしば感謝、男の紳士的な感情と結びつき、男女の間に微妙な作用をなす(四六頁)。

個人的な悲しみを悪用する詐欺、例えば葬式を利用して故人のありもしない債務(少額の場合の方が成功率が高い)を騙るといふ如きは、誠に罪深いものといわねばならない。というのは、悲しみの気分は暗示に對して非常に感じ易くなつているからである。

結婚詐欺は先に述べた戦争による婚姻適齡男子の減少の際に多く現われるが、これは<sup>7</sup> 救いのない<sup>4</sup> 状態を悪用する點により重い非難の餘地が充分にある(五八頁)。

第二項「援助の用意と必要性」 苦しんでいる者、或は悲しんでいると思つている者は治してもらいたいと希求する。この心理状態が詐欺師のつけ目である。これらの者に見せかけの權威が魔力を發揮する。新興宗教や怪しげな醫師、祈禱師にまで救いを求めるといふ時代相は詐欺師にとつて最高の活動舞臺である。詐欺の計畫の中に宗教的な拘束がしばしば入れられている。更には連帶感情にう

つたえるのもこの人間の弱さを利用する亜種であろう。

第三項「利慾」 およそ詐欺が成立するために、利慾心が人間に存在しなければならぬ。この要素はあらゆる人間の心に潜んでいる。要はこれをいかに無理なくひき出して、利用するかである。これについては全くのところ昔からいろいろな手が用いられた。外國航路の船員を装う手などは古くて新しいものであるだけに被害者は跡をたたない。しかしこの利慾というものは直ちに、すぐ一ぺんで刺戟されるのではなく、序々にひき出され、しばらくはためらいながら、遂には魅力に屈するのであつて、その間の詐欺犯の努力は、まず慾得といった精神のメカニズムを動かし、ブレーキをはずし、一氣に坂を追い落すといった忍耐を必要とするのである。

第四項「信頼感」 しかし、これらの要素がととのつたとしても、犯人は彼の人格外に存在する前提要件がなければ、仕事はできない。これは、太陽の光あるが故に輝く月と似た關係にある。詐欺師は被害者の感情状態のみにより生活しているといつてよい。人はよく詐欺にかかった人やその缺陷を笑うけれども、いつ自分の番が廻つてくるか分らないのである。嵐がふきまくると、我々は寒さによる硬直から醒まし、生命を以つて満たしてくれるものに歸依する用意をする。こうした精神状態が歸依への衝動である。詐欺師のこれに關する手段の一つ一つはここで上げることが不可能である。

第二節の「重大な情勢」の中では、戦時中英雄視された兵隊を装

つて横行した手形詐欺の諸例をあげ、女の犯罪者としては看護兵として詐欺を働いた者の例をあげているが、戦争をしたことのないスイスでさえも、軍服を利用した詐欺師がいたことと考へ併せると、戦争という異常な雰圍氣がいかに人々の心から支えを奪うものであるかが分らうというものである。制服に對する尊敬と裏はらをなすものが、敵に對する反感である。アメリカでポーランド系ユダヤ娘と自稱し、ナチスの暴虐で同情を集めた詐欺が報告されている。これも戦争という異常な社會が生んだ出來事であろう。

Ⅵ 第四章は偽瞞の道具立てについての記述であり、ここでは詐欺者の計畫によつて彼らがいかなる方法で相手方の關心と共感を得るかにつき豊富な描寫が行われる。髪形はいうに及はず、服装から教養程度に至るまで、目的は同じ人を惑わすことにあるとしてもそのとるべき手段は多様であり、相手を思うつぽに陥れることはいかに努力を要するかにつき彼らの苦勞が並大ていでないことを充分知らしめられる。相手方の信用を得るため、窮極的な利得のためには一流のホテルを利用し、一級品の車を驅使し、その身振りは嚴格な道徳家の雰圍氣を示す。その詐欺師が大きな仕事をしようとするほど、その出身が高貴の出であることを示そうとする。我々の周圍ではさしずめ一流大學出を誇示するといつたところであろう



か。交友、位階勲等、名の通つた團體の名稱等がすべて偽瞞の手段として動員される。勿論、名刺、サイン、パスポート等の偽造、模寫等は必要不可欠な材料である。

この敘述は次の第五章詐欺犯人、その特徴と假面、第七章共犯者を脇役の中で更に詳細な分析を加えられているのである。彼らがいかに役者の素質を必要とし、その心理において非情であることを要するかにつき、多様な引例によつて知らしめられる。

第六章は裁判所および刑務所での詐欺犯に關する敘述である。もつともここでは特に偽證というテーマで扱われているわけではなくて、詐欺犯は通常公判中、服役中にいかなる態度を示すかについての考察である。

第八章は被害者に關する章であり、分れて、(1)被害者の側での構造、(2)好意的な被害者、(3)沈黙を守る被害者の三項目になる。

詐欺は他の犯罪と異なり、結果の認識がないから既遂となるのであり、既遂となり、被害者であることの自覺が犯罪の實行の時機とずれるのである。しかもその發覺が遅れることには被害者の側での過失、利慾、輕率さ等が複合している。生理學的な暗愚さ、眞の低脳と並んで、非常に社會的な、文化的に價値のある一連の特徴が、被害者となることについて重要な役割を演ずる(一八八頁)。

被害者の中には「生來的犯人」に對比しうるような「生來的被害

者」ともいふべき類型があり、これについては一九三頁以下が詳しい。

詐欺においては欺瞞の經緯は悲しき覺醒に至る迄被害者によつて氣がつかれない。多くの被害者は事態發覺後にもなお信じ續けようとするという事實はこの手段の實効性を物語るものである。こうした被害者が「好意的な被害者」の項で扱われている。

第九章は「收穫物」であつて、詐欺犯が獲得した財物、換言すれば被害法益を他の財産犯罪と比較して論じている。

VI 以上で極めて概括的な紹介を終るが、V・ヘンティッヒの著書については繰り返して述べたように極めて多くの實際的な事例が引用された具體的な文献である。したがつて我々はこれを體系書と稱することをはばかるものである。しかし、本稿が恐らくは始めての紹介であると思われる、例の被害者學「*Victimologie*」を新しく構成し、その資料的な裏づけをするためには決して、缺くことのできない重要な文献となることは否定できない。

我々後學にとつては、老大家の續々と殘し、與えられる資料を櫛頭堡にして、將來の新しい學問形成につとめることが、大いなる課題といふべきであらう。